

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 定款の一部改正新旧対照表·····	1
2. 定款施行規則の一部改正新旧対照表·····	3

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信認金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 会員は、第45条の規定による公告を行った日(特別会員については脱退承認の日)から6か月を経過した後でなければ、<u>信認金の返還を請求することができない。</u></p>	<p>(信認金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 会員は、第45条の規定による公告を行った日(特別会員については脱退承認の日)から6か月を経過した後でなければ、<u>信認金を取り戻すことができない。</u></p>
<p>(受託契約準則)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 受託契約準則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。<u>ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。</u></p>	<p>(受託契約準則)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 受託契約準則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。</p>
<p>(信用取引に関する規則)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の規則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。<u>ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。</u></p>	<p>(信用取引に関する規則)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の規則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。</p>
<p>(会員加入の承認)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>第2項の場合において、会員加入申請者が会員から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該会員の脱退と同時に会員加入をする場合で、本所が定めるところにより脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該脱退会員が現に預託している信認金をもって会員加入申請者が預託すべき信認金に充当することができる。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>(会員加入の承認)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>新設</p> <p>7 (略)</p>

(業務規程)

第 8 8 条 (略)

2 業務規程の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

付 則

この改正規定は、平成 2 3 年 1 月 4 日から施行する。

(業務規程)

第 8 8 条 (略)

2 業務規程の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>定款に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p><u>(実態に差異がないと認める場合)</u></p> <p>第6条の2 <u>第39条第7項に規定する脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときは、会員加入申請者が脱退会員から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、本所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと本所が認めるときをいう。</u></p> <p><u>(会員加入等に係る公告費用)</u></p> <p>第6条の3 <u>定款第40条第2項及び第45条第1項に規定する公告に係る費用は、当該会員が負担するものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年1月4日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>定款第14条第1項、同第19条第2項、同第20条、同第21条、同第34条第1項、同第38条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p>